

八戸市中小企業・小規模企業振興ビジョン有識者懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八戸市中小企業・小規模企業振興基本条例の基本理念に則り、八戸市中小企業・小規模企業振興ビジョンを策定するにあたり、地域の有識者等から意見聴取を行うため、八戸市中小企業・小規模企業振興ビジョン有識者懇談会(以下「懇談会」という。)を開催することとし、その運営等について必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 懇談会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 八戸市中小企業・小規模企業振興会議委員
- (2) その他市長が必要と認める者

(会議の招集)

第3条 懇談会の会議は、市長が招集する。

(会議の運営)

第4条 懇談会の議事進行は、八戸市商工労働観光部商工課長(以下「課長」という。)が行うものとする。

- 2 課長は、意見聴取に係る円滑な進行を図るために、懇談会の出席者の中から適任と思われる者を座長に指名することができるものとする。
- 3 懇談会の会議は、原則公開とする。

(謝金)

第5条 懇談会に出席する有識者には懇談会1回につき謝金8,800円を支払う。ただし、構成員より辞退の申し出があった場合はその限りではない。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、八戸市商工労働観光部商工課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年8月24日から実施する。